

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

群馬県知事 山本 一太 殿



提出者 〒370-0614
 住所 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀1, 111
 氏名 株式会社 徳川組

電話番号 0276-89-1111(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

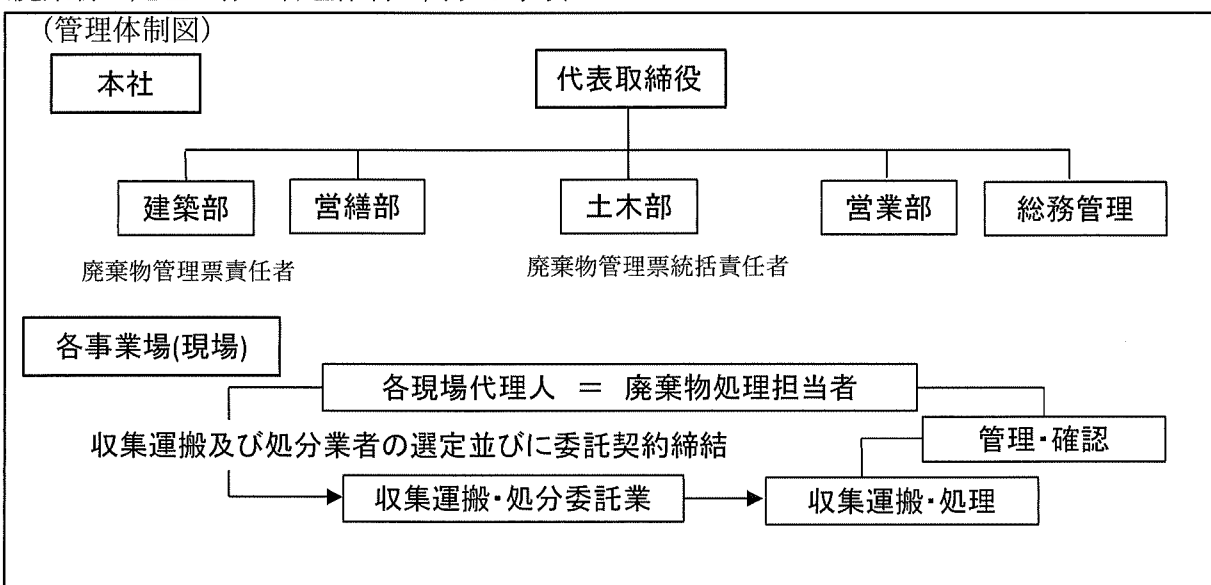
事業場の名称	株式会社 徳川組
事業場の所在地	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀1, 111番地
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 大分類：建設業 中分類：総合建設業
②事業の規模	令和4年度工事完成高 43億円
③従業員数	従業員 60名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事受注①⇒工事施工②⇒工事完成③⇒引渡し ①建設系廃棄物の種類及び数量の概要を把握。 ②各事業場毎に建設系廃棄物(既設構造物・埋設物の撤去、解体等)が発生。品目及び形状の確認。建設系廃棄物(安定型・管理型)として収集運搬及び処分業者に委託する。→委託契約の締結・マニフェストの交付及び管理。→収集運搬及び処分にいたる実施内容の確認。 ③顧客(監督官庁等)への報告。→マニフェスト・委託契約書の管理・保存。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項①

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	43.4 t	48.80 t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の排出の抑制については、個別受注の請負工事の為、予め具体的な数値目標（廃棄物の量・種類等の内容を含めて）を定めるのが困難であるため、排出の抑制についても基本的に同様である。 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、処理業者に委託する場合は収集運搬から処分に至るまで確認し、的確且つ正確に管理を行い、その記録を残す。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	40.00 t	40.00 t
	（今後実施する予定の取組） 発生の抑制が基本的に困難であると同時に、前年度の発生量に対し受注工事の内容と種類により大きく変動するが、あくまで前年度実績をベースにして目標数値とせざるを得ない点を御理解願いたい。今後も排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を強化する。関連する法令及びその他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に全面的に協力する。発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し的確且つ正確に管理を行う。		

燃え殻・廃油・廃酸・廃アルカリは排出実績がないので省略します。
以上の種類以外は別紙のとおり（第2面-2～5に記載）

(第2面-2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ②			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	96.4 t	161.9 t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の排出の抑制については、個別受注の請負工事の為、予め具体的な数値目標（廃棄物の量・種類等の内容を含めて）を定めるのが困難であるため、排出の抑制についても基本的に同様である。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	50.00 t	100.00 t
	（今後実施する予定の取組） 発生の抑制が基本的に困難であると同時に、前年度の発生量に対し受注工事の内容と種類により大きく変動するが、あくまで前年度実績をベースにして目標数値とせざるを得ない点を御理解願いたい。今後も排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を強化する。関連する法令及びその他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に全面的に協力する。発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し、的確且つ正確に管理を行う。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ③			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず
	排出量	5,179.4 t	2.2 t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の排出の抑制については、個別受注の請負工事の為、予め具体的な数値目標（廃棄物の量・種類等の内容を含めて）を定めるのが困難であるため、排出の抑制についても基本的に同様である。 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、処理業者に委託する場合は収集運搬から処分に至るまで確認し、的確且つ正確に管理を行い、その記録を残す。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず
	排出量	3,000.0 t	2.00 t
	（今後実施する予定の取組） 発生の抑制が基本的に困難であると同時に、前年度の発生量に対し受注工事の内容と種類により大きく変動するが、あくまで前年度実績をベースにして目標数値とせざるを得ない点を御理解願いたい。今後も排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を強化する。関連する法令及びその他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に全面的に協力する。発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し、的確且つ正確に管理を行う。		

ゴムくず・鋳さい・ばいじんは排出実績がないので省略します。

(第2面-3)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ④			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	96.4 t	161.9 t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の排出の抑制については、個別受注の請負工事の為、予め具体的な数値目標（廃棄物の量・種類等の内容を含めて）を定めるのが困難であるため、排出の抑制についても基本的に同様である。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	50.00 t	100.00 t
	（今後実施する予定の取組） 発生の抑制が基本的に困難であると同時に、前年度の発生量に対し受注工事の内容と種類により大きく変動するが、あくまで前年度実績をベースにして目標数値とせざるを得ない点を御理解願いたい。今後も排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を強化する。関連する法令及びその他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に全面的に協力する。発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ⑤			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず
	排出量	5,179.4 t	2.2 t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の排出の抑制については、個別受注の請負工事の為、予め具体的な数値目標（廃棄物の量・種類等の内容を含めて）を定めるのが困難であるため、排出の抑制についても基本的に同様である。 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、処理業者に委託する場合は収集運搬から処分に至るまで確認し、的確かつ正確に管理を行い、その記録を残す。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず
	排出量	3,000.0 t	2.00 t
	（今後実施する予定の取組） 発生の抑制が基本的に困難であると同時に、前年度の発生量に対し受注工事の内容と種類により大きく変動するが、あくまで前年度実績をベースにして目標数値とせざるを得ない点を御理解願いたい。今後も排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を強化する。関連する法令及びその他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に全面的に協力する。発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。		

ゴムくず・鋳さい・ばいじんは排出実績がないので省略します。

(第2面-4)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ⑥			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
	排出量	452.1 t	2.0 t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の排出の抑制については、個別受注の請負工事の為、予め具体的な数値目標（廃棄物の量・種類等の内容を含めて）を定めるのが困難であるため、排出の抑制についても基本的に同様である。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
	排出量	200.00 t	2.00 t
	（今後実施する予定の取組） 発生の抑制が基本的に困難であると同時に、前年度の発生量に対し受注工事の内容と種類により大きく変動するが、あくまで前年度実績をベースにして目標数値とせざるを得ない点を御理解願いたい。今後も排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を強化する。関連する法令及びその他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に全面的に協力する。発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ⑦			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	0.2 t	3.5 t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の排出の抑制については、個別受注の請負工事の為、予め具体的な数値目標（廃棄物の量・種類等の内容を含めて）を定めるのが困難であるため、排出の抑制についても基本的に同様である。 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、処理業者に委託する場合は収集運搬から処分に至るまで確認し、的確かつ正確に管理を行い、その記録を残す。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	0.0 t	2.00 t
	（今後実施する予定の取組） 発生の抑制が基本的に困難であると同時に、前年度の発生量に対し受注工事の内容と種類により大きく変動するが、あくまで前年度実績をベースにして目標数値とせざるを得ない点を御理解願いたい。今後も排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を強化する。関連する法令及びその他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に全面的に協力する。発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。		

廃プラ（水銀使用）、金属くず（水銀使用）、は排出実績がないので省略します。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ⑧

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類(石綿含有)	廃石綿等
	排 出 量	37.0 t	0.90 t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>産業廃棄物の排出の抑制については、個別受注の請負工事の為、予め具体的な数値目標（廃棄物の量・種類等の内容を含めて）を定めるのが困難であるため、排出の抑制についても基本的に同様である。</p> <p>発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、処理業者に委託する場合は収集運搬から処分に至るまで確認し、的確且つ正確に管理を行い、その記録を残す。</p>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類(石綿含有)	廃石綿等
	排 出 量	10.00 t	0.00 t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>発生の抑制が基本的に困難であると同時に、前年度の発生量に対し受注工事の内容と種類により大きく変動するが、あくまで前年度実績をベースにして目標数値とせざるを得ない点を御理解願いたい。今後も排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を強化する。関連する法令及びその他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に全面的に協力する。発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し、的確且つ正確に管理を行う。</p>		

動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、13号廃棄物は排出実績がないので省略します。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組み）</p> <p>各事業場(各現場)単位にて、規模に応じ種類別のコンテナを設置し、発生した廃棄物の分別を行っている。コンテナを設置できない現場は、フレコンバックで分別し、個別に収集運搬および処理委託を行なっている。</p>
②計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組み）</p> <p>全工事現場で分別用のコンテナを設置する体制を整えている。</p> <p>また、従来通り発生した廃棄物の分別を行っていく。</p>

第3面

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 再生利用は実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 再生利用は実施していない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 再生利用は実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 再生利用は実施していない。			

第4面

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙(第5面)1~5参照

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

第5面

②計画	【目標】	別紙(第5面)1~5参照	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙(第5面)-1

①現状

【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	43.4 t	48.8 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

(これまでに実施した取組)
 排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理。
 関連する法令及びその他の規制の遵守。
 行政の環境施策への全面協力。
 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し的確且つ正確に管理を行う。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	40.00 t	40.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

(今後実施する予定の取組)
 排出事業者として、引き続き建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理の強化。
 関連する法令及びその他の規制の遵守。
 行政の環境施策に全面的に協力する。
 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し的確且つ正確に管理を行う。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙(第5面)-2

【前年度（令和4年度）実績】			
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
全処理委託量	96.4 t	161.9 t	
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
再生利用業者への処理委託量	t	t	
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を行っている。</p> <p>関連する法令及びその他の規制を遵守する。</p> <p>行政の環境施策に全面的に協力する。</p> <p>発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。</p>			
【目標】			
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
全処理委託量	50.00 t	100.00 t	
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
再生利用業者への処理委託量	t	t	
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>排出事業者として、引き続き建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理の強化。</p> <p>関連する法令及びその他の規制を遵守する。</p> <p>行政の環境施策に全面的に協力する。</p> <p>発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。</p>			

①現状

②計画

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙(第5面)-3

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず
	全処理委託量	5179.40 t	2.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を行っている。 関連する法令及びその他の規制を遵守する。 行政の環境施策に全面的に協力する。 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず
	全処理委託量	3000.00 t	2.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 排出事業者として、引き続き建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理の強化。 関連する法令及びその他の規制を遵守する。 行政の環境施策に全面的に協力する。 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙(第5面)-4

①現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	
	全処理委託量	37 t	0.90 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	（これまでに実施した取組） 排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を行っている。 関連する法令及びその他の規制を遵守する。 行政の環境施策に全面的に協力する。 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。			
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず
全処理委託量		200.00 t	2.00 t	
優良認定処理業者への処理委託量		t	t	
再生利用業者への処理委託量		t	t	
認定熱回収業者への処理委託量		t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	
（今後実施する予定の取組） 排出事業者として、引き続き建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理の強化。 関連する法令及びその他の規制を遵守する。 行政の環境施策に全面的に協力する。 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙(第5面)-5

①現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類(石綿含有)	廃石綿等
全処理委託量	37.0 t	0.90 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

(これまでに実施した取組)
 排出事業者として、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理を行っている。
 関連する法令及びその他の規制を遵守する。
 行政の環境施策に全面的に協力する。
 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類(石綿含有)	廃石綿等
全処理委託量	10.00 t	0.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

(今後実施する予定の取組)
 排出事業者として、引き続き建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための指導及び管理の強化。
 関連する法令及びその他の規制を遵守する。
 行政の環境施策に全面的に協力する。
 発生した建設系産業廃棄物は自ら処理する事を原則とするが、各処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認的かつ正確に管理を行う。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。